

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

| | | |
|----------------|---|----------------------------------|
| 許認可等の内容 | | とちぎ蔵の街観光館利用の承認 |
| 根拠法令等及び条項 | | とちぎ蔵の街観光館条例第6条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | |
| 審査 基準 | 根拠条項 | とちぎ蔵の街観光館条例第6条及び第8条 |
| | 参考事項 | とちぎ蔵の街観光館条例施行規則 |
| | 設定等年月日 | 平成22年 3月29日設定 令和 3年 2月 1日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>とちぎ蔵の街観光館条例抜粋</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第6条 観光館の蔵座敷を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、観光館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付けることができる。</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第8条 市長は、観光館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、観光館の管理上支障があるとき。</p> | |